

# 第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領

令和3年5月  
千葉県農業協同組合中央会  
千葉県農協農政対策本部

## 1. 目的

本コンクールは、JAグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、稲作など、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作農業全般についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することをつうじて、稲作農業の多面的機能と、お米・ごはん食の重要性を広く周知するため行うこととする。

## 2. 主催

千葉県農業協同組合中央会・千葉県農協農政対策本部

## 3. 後援(予定)

千葉県・千葉県教育委員会・全国農業協同組合連合会千葉県本部

## 4. 応募資格

千葉県内の小学校および中学校に在籍する児童・生徒  
千葉県内特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒

## 5. 応募方法

学校単位での応募に加えて個人での応募も可能としております。  
作品の応募にあたっては、「8. 応募規則(6)(7)」を参照して下さい。  
※応募作品送付先は「作品応募先・問合せ先」を参照して下さい。

## 6. 課題(作文・図画部門共通)

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。

## 7. 応募規格(枚数・大きさ)

### 【作文部門】

- 1部 小学校1年生～3年生(400字詰原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内)
- 2部 小学校4年生～6年生(400字詰原稿用紙3枚以内)
- 3部 中学校1年生～3年生(400字詰原稿用紙4枚以内)

(注) 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出して下さい。(学校名、学年、氏名が3行になる場合は、4行目から本文を書き出して下さい。)

(注) 本人による直筆を原則とし、パソコンやワープロにより作成した原稿は応募不可とします。ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。

## 【図画部門】

1部 小学校1年生～3年生

2部 小学校4年生～6年生

3部 中学校1年生～3年生

B3判(36.4cm×51.5cm)もしくは四つ切り(38cm×54cm)の市販画用紙を使用して下さい。画材は特に制限しません。

(注) 地域によって多少サイズは異なります。

## 8. 応募規則

- (1) 作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。
- (2) 他のコンテストに応募していない作品に限ります。  
他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。
- (3) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。
- (4) 合作は応募できません。
- (5) 図画作品でポスター形式(標語・キャッチフレーズ文字の入ったもの)のものや台紙に貼ったものは応募できません。
- (6) 学校単位の応募の際は、別添の応募者明細表を必ず添付してください。
- (7) 個人の応募の際は、別添の応募者受付表を必ず添付してください。
- (8) 作品には、1点ずつ次の事項(※)を記入した別添の応募票を貼付して下さい。貼付位置は、作文：最終ページ裏面、図画：裏面中央とします。  
なお、応募票の貼付がない作品は審査の対象外とします。  
※①作品の題名、②氏名・性別、③学校名・学年・組、④学校の所在地(郵便番号・電話番号)、⑤学校所在市町村のJ A名(別添千葉県J A管内市町村一覧表参照)
- (9) 作品を応募することによって応募作品をJ Aグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。  
その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。
- (10) 作品を応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。
- (11) 入賞通知後でも当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。
- (12) 作品の著作権は主催者側に属するものとし、いかなる理由があっても返却いたしません。

## 9. 応募締切

令和3年9月8日(水) 必着

## 10. 審査

- (1) 審査基準

**作文部門審査基準**

＜“上手な作文”よりも次の点で“よい作文”を評価します。＞

- ① 課題に沿った作品であること。
- ② ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
- ③ 問題のとらえ方や考え方が素直であり、かつ、自分の意見・感想を率直に述べていること。
- ④ 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
- ⑤ 作品全体に希望や明るさが感じられること。
- ⑥ 規定の枚数であること。
- ⑦ 誤字、脱字がなく、その他の表記（かぎかっこや句読点など）も正確であること（誤字・脱字・添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させて下さい。）
- ⑧ 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出すこと。  
（学校名、学年、氏名が3行になる場合は、4行目から本文を書き出して下さい。）

#### **図画部門審査基準**

＜主題のとらえ方について＞

- ① 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
- ② 理解させるためディスカッションすること。
- ③ 宿題的な押しつけで描かせないこと。

《基準について》

次のような作品は審査の対象外とします。

- ① ごはん及びお米を主題としていないもの。
- ② スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの。
- ③ おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
- ④ 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
- ⑤ おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
- ⑥ 石・木片などを貼りつけたもの。
- ⑦ 紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。
- ⑧ 紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄いもの。
- ⑨ 台紙に貼って応募したもの。
- ⑩ メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とする。また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とする。

## (2) 審査員

千葉県教育委員会担当官

## (3) 入賞発表

入賞者の発表は、12月中旬までに該当校へ通知するほか、本会ホームページ等に掲載します。

## 11. 賞

【特別賞】全国コンクールの入賞作品

【特選】

- ・千葉県知事賞 作文・図画部門各1点 …計2点
- ・千葉県教育委員会教育長賞 作文・図画部門各1点 …計2点
- ・千葉県農業協同組合中央会会長賞 作文・図画部門各1点 …計2点
- ・全国農業協同組合連合会千葉県本部長賞 作文・図画部門各1点 …計2点

【入選】 作文・図画部門各6点…計12点

【佳作】 作文・図画部門各50点以内…計100点以内

【学校奨励賞】 作文・図画部門あわせて5校以内

【参加賞】 上記入賞者以外の応募者全員

## 12. 賞状・記念品の送付（令和4年2月頃）

特別賞・特選・入選・学校奨励賞の賞状と記念品は、学校管内のJAへ一括送付し、表彰ならびに伝達を行う。

佳作入賞者の賞状と記念品および参加賞は、該当校へ直送する。

## 13. 全国への推薦

本コンクールの優秀作品は、全国コンクールに推薦します。

## 14. 個人情報

記入いただいた個人情報は、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報については、プレスリリース等のメディアへの発表、広報媒体（入賞作品集やホームページ等）への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。

## 15. 作品応募先・問合せ先

〒260-0031	千葉市中央区新千葉3-2-6
	千葉県農業協同組合中央会 農業対策部
	「作文・図画コンクール係」（担当：佐藤、長妻）
	TEL 043-245-7316
	FAX 043-247-4678
	ホームページで本コンクール情報がご覧いただけます。
	JA千葉中央会公式HP： <a href="http://www.ja-chiba.or.jp">http://www.ja-chiba.or.jp</a>